

1. 件名：原子炉建屋水素防護対策に係る原子炉施設保安規定変更認可申請に関するヒアリング（柏崎刈羽7【3】、女川2【3】）
2. 日時：令和5年4月17日 14時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官、秋本安全審査官、岩崎安全審査官、宮崎安全審査専門職、伊藤原子力規制専門員
実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他7名

原子力本部 原子力部 副長*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ

グループマネージャー 他8名

5. 要旨

- (1) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所及び女川原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年4月7日及び4月17日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、引き続き資料を確認し、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。
- (3) 東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 原子炉格納容器フィルタベント系の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について
- ・ 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表
- ・ 格納容器圧力逃がし装置の原子炉建屋水素防護対策としての位置付け明確化に伴う保安規定の変更について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 指摘事項に対する回答整理表